

○会計検査院規則第六号

会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）第二十四条の規定に基づき、計算証明規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年十二月一日

会計検査院長 原田 祐平

計算証明規則の一部を改正する規則

計算証明規則（昭和二十七年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一独立行政法人福祉医療機構の項を次のように改める。

	独立行政法人福祉医療 機構 独立行政法人福祉医療 機構法（平成十四年法 律第百六十六号）第二 十二条	同法第十六条第二項（ 同法附则第五条の二第 十七項の規定により読み 替えて適用する場合 を含む。）又は第三項	共通政令第二十二条第 一項本文（独立行政法 人福祉医療機構法施行 令（平成十五年政令第 三百九十三号）附則第 五条の二第十項の規定 により読み替えて適用 する場合を含む。）
--	---	--	---

八 同法附則第五条の二 第

独立行政法人福祉医療
機構法施行令附則第五
条の二第一項

別表第二株式会社 I N C J の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

改正後	改正前
(独立行政法人の証明責任者、証明期間及び計算書等)	(独立行政法人の証明責任者、証明期間及び計算書等)
第七十条 別表第一の第一欄に掲げる独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）の会計については、証明責任者は、法人の長とし、証明期間は、一月とする。	第七十条 （同左）
2 計算書は、合計残高試算表（合計試算表、残高試算表その他これらに類するものを含む。以下同じ。）とする。	2 （同左）
3 （略）	3 （同左）
（合計残高試算表の添付書類）	（合計残高試算表の添付書類）
第七十一条 合計残高試算表には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。	第七十一条 （同左）
一～三 （略）	一～三 （同左）
2 前項の書類のほか、別表第一の第二欄に掲げる規定に規定する長期借入金又は債券の償還計画又は返済計画を立て、主務大臣の認可を受けたときは、毎事業年度の最初の月の合計残高試算表に、これを添付しなければならない。償還計画又は返済計画に変更があったときは、変更後の償還計画又は返済計画をその月の合計残高試算表に添付しなければならない。	2 （同左）
3 前二項の書類のほか、別表第一の第三欄に掲げる規定による納付金を国庫に納付したときは、同表の第四欄に掲げる規定に規定する書類をその月の合計残高試算表に添付しなければならない。	3 （同左）
（株式会社の証明責任者、証明期間及び計算書等）	（株式会社の証明責任者、証明期間及び計算書等）
第八十二条 別表第二の第一欄に掲げる株式会社の会計については、証明責任者は、代表取締役（指名委員会等設置会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第十二号に規定する指名委員会等設置会社をいう。以下同じ。）にあっては、代表執行役）とし、証明期間は、一月とする。	第八十二条 （同左）
2 計算書は、合計残高試算表とする。	2 （同左）
3 （略）	3 （同左）
（合計残高試算表の添付書類）	（合計残高試算表の添付書類）
第八十三条 合計残高試算表には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。	第八十三条 （同左）
一～三 （略）	一～三 （同左）
2 前項の書類のほか、毎事業年度の最初の月の合計残高試算表には、別表第二の第二欄に掲げる法律の規定に規定する当該事業年度の予算、事業計画又は資金計画（以下「予算等」という。）及びその添付書類（当該法律に基づく命令の規定	2 （同左）

により、予算等に添付しなければならないとされている書類をいう。以下この項において同じ。) を添付しなければならない。予算等に変更があったときは、変更後の予算等及びその添付書類をその月の合計残高試算表に添付しなければならない。

別表第一（第七十条、第七十一条関係）

一	二	三	四
(略)	(略)	(略)	(略)
独立行政法人福祉 医療機構	独立行政法人福祉 医療機構法（平成 十四年法律第百六 十六号）第二十二 条	同法第十六条第二 項（同法附則第五 条の二第十七項の 規定により読み替 えて適用する場合 を含む。）又は第 三項	共通政令第二十二 条第一項本文（独 立行政法人福祉医 療機構法施行令 (平成十五年政令 第三百九十三号) 附則第五条の二第 <u>十項</u> の規定によ り読み替えて適用す る場合を含む。）
		同法附則第五条の 二第八項	独立行政法人福祉 医療機構法施行令 附則第五条の二第 一項
(略)	(略)	(略)	(略)

別表第一（第七十条、第七十一条関係）

一	二	三	四
(同左)	(同左)	(同左)	(同左)
独立行政法人福祉 医療機構	独立行政法人福祉 医療機構法（平成 十四年法律第百六 十六号）第二十二 条	同法第十六条第二 項（同法附則第五 条の二第十七項の 規定により読み替 えて適用する場合 を含む。）又は第 三項	共通政令第二十二 条第一項本文（独 立行政法人福祉医 療機構法施行令 (平成十五年政令 第三百九十三号) 附則第五条の二第 <u>十二項</u> の規定によ り読み替えて適用す る場合を含 む。）
		同法附則第五条の 二第八項 <u>又は第九 項</u>	独立行政法人福祉 医療機構法施行令 附則第五条の二第 一項 <u>又は第二項</u>
(同左)	(同左)	(同左)	(同左)

別表第二（第八十二条、第八十三条関係）

一	二
(略)	(略)
阪神国際港湾株式会社	港湾法第四十三条の二十六第一項

別表第二（第八十二条、第八十三条関係）

一	二
(同左)	(同左)
阪神国際港湾株式会社	港湾法第四十三条の二十六第一項
株式会社 I N C J	